公　示　送　達　書

南収税第152号
令和 8年11月18日

熊本県県南広域本部長

地方税法第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達します。
熊本県県南広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。
なお、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

送達すべき書類を特定するために必要な情報	氏　　名（名称）	摘　　要
地方税法第１６６条	株式会社　ＬＩＮＫ	
地方税法第１６６条	ＮＧＵＹＥＮ　ＨＵＹ　ＫＩＥＮ	
地方税法第１６６条	澤渡　優子	